

「家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程の一部を改正する  
消費者庁告示案」に対するパブリックコメントの募集結果について

平成27年3月31日

消 費 者 庁

「家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程の一部を改正する消費者庁告示案」について御意見を募集したところ、53件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要と、それに対する消費者庁の考え方を別紙のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

- ・実施期間： 平成27年1月19日（月）から同年2月18日（水）まで
- ・提出方法： 郵送、ファックス、電子メール
- ・提出件数： 53件（このほか、今回の意見募集と関係しない意見が15件）
- ・提出者数： 25の個人、事業者及び団体

※ 御意見については、概要のみ掲載しています。  
 ※ 寄せられた御意見のうち、主なものについて回答いたしました。  
 ※ 一人から、複数の御意見が提出されている場合は、内容により分割して記載しています。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1. 新しい洗濯表示記号の内容・表示方法等について		
<p>新しい洗濯表示記号は分かりにくい。種類が約2倍に増えることにより、かえって消費者に混乱を与えるのではないか。</p> <p>特に分かりにくい例：  <b>【弱い処理を表す付加記号】</b>        ・下線は数が多い方が弱い処理を意味するが、消費者の経験則上、線が多い方が強い処理と感じるのではないか。        ・波線で処理の強弱を表示することとしてはどうか。</p> <p><b>【処理温度を表す付加記号】</b>        ・自然乾燥記号及びアイロン記号について、記号内のドットの数と同じであっても最高温度が異なるのは紛らわしい。記号内に数字で温度を表示することとしてはどうか。</p> <p><b>【洗濯処理】</b>        ・洗濯機で洗う表示記号もたらいの記号を使用するため、手洗いと勘違いされやすいのではないか。</p> <p><b>【漂白処理】</b>        ・各記号の意味が分かりにくい。</p> <p><b>【タンブル乾燥】</b>        ・各記号の意味が分かりにくい。ボタンの絵のようにも見える。</p> <p><b>【自然乾燥】</b>        ・各記号の意味が分かりにくい。        ・「濡れ干し」は一般用語として使うが、洗濯において「濡れ」とは絞っていないものを指す。</p> <p><b>【ドライクリーニング】</b>        ・各記号の意味が分かりにくい。</p>	6	<p>新しい洗濯表示記号では、記号の種類が増えることによって、繊維製品の取扱いに関するよりきめ細かな情報提供が可能となります。また、新しい洗濯表示記号は国際規格(ISO3758)と整合したものであるため、国内外で洗濯表示記号が統一されることとなり、海外で購入した繊維製品の取り扱いなどを円滑に行えるようになります。このように、新しい洗濯表示に変わることによって、消費者にとっては繊維製品の購入・取扱いの利便性向上が期待されると考えています。</p> <p>消費者庁としては、消費者及び事業者への十分な周知が必要と考えているところ、御指摘の点にも留意し、混乱が生じないように、消費者の方々を始め、関係省庁、自治体、各団体などの関係機関と連携しながら普及啓発を行ってまいります。</p> <p>なお、洗濯表示記号で表すことのできない取扱方法に関する情報は、記号の近くに付記用語を付記することや、その他の文章などで表示することができます。これらの表示は、事業者が必要に応じて柔軟に表示することによって、消費者にとって分かりやすい情報伝達が行われるよう、事業者が任意で表示することができます。</p> <p>事業者に対しては、必要に応じて付記用語や文章等を用いて、消費者にとって分かりやすい表示が行われるよう、普及啓発を行ってまいります。</p>
<p>衣服についた表示印字のタグは小さな表示でもあり、今回の表示記号だけでは分かりづらく、理解しにくく、誤った使用になる可能性があるため、全てに簡単な文字を入れてほしい。</p>	1	
<p>自然素材の生地に対して蛍光剤配合の洗剤を使用すると変色するため、蛍光剤配合の洗剤が使用できない旨の記号も必要ではないか。</p>	2	
<p>新しい表示は非常に分かりにくく、消費者の混乱が予想されるので、新旧両方の表示をしてほしい。既に新旧両方の表示を行っているメーカーも見受けられる。</p>	1	
<p>一定期間は新JIS表示と現行JIS表示を併記することは可能か。</p>	1	<p>消費者にとって取扱方法が紛らわしくならない限り、新旧両方の洗濯表示記号を表示することは差し支えありません。</p>

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
表示を省略できる記号はあるか。また、省略した場合は、当該記号による取扱いは何でも可能という解釈でよいか。	1	<p>現行JISとは異なり、新JISでは、新JISに規定された表1～7のそれぞれについて該当する記号を全て表示することが原則ですが、省略した場合は、新JISの規定(JIS L 0001 4.4)により、その記号が意味する全ての処理が可能と解されます。</p> <p>例えば、表5(アイロン仕上げ)の記号を省略した場合は、アイロン仕上げに関する全ての処理が可能と解されます。すなわち、記号の中で最も厳しい処理を意味する530の記号の処理(底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる。)も可能であると解されることとなります。</p>
洗濯処理の弱さを表す1本線と2本線の識別が難しいが、記号の大きさに指定はあるか。	1	記号の大きさに指定はありませんが、消費者にとって見やすく分かりやすい表示とする必要があります。
従来のしぼり方の「弱く」は、新しい記号ではどのように表示するのか。	1	<p>新しい洗濯表示記号の中には、現行JISの501の記号(手絞りの場合は弱く、遠心脱水の場合は、短時間で絞るのがよい。(※))に相当する記号はありませんので、必要に応じて、「弱く絞る」といった付記用語を用いるなどして表示することとなります。</p> <p>※現行JISの501: </p>
ウエットクリーニングは設備がないため対応できない店もあると聞いているが、店や消費者の混乱はないのか。また、この点を考慮し、表示を行う事業者においてウエットクリーニングを不可とすることをルール化することは可能か。	1	ウエットクリーニングができる店舗もありますので、正しい取扱方法を表示する必要があります。
「ソルカン」というクリーニング溶剤についての表示記号はないのか。	1	該当する表示記号はありません。新しい洗濯表示記号で表されるドライクリーニングの溶剤は、パークロロエチレン及び石油系のみです。
<b>2. 記号以外による取扱情報(付記用語等)の表示について</b>		
<p>付記用語の内容についても意見募集の対象としてほしい。</p> <p>新JISでは、表示記号だけでは説明しきれない部分については付記用語にて説明する旨記載されているところ、その付記用語の例として「中性洗剤使用」という表記があるが、この用語は使用はしないほしい。</p> <p>「中性洗剤」の用語は「合成洗剤」を想起させるところ、日常の洗濯の経験上、ウール、絹などのデリケートな衣類も弱アルカリ性の石けんで遜色なく洗える一方で、中性の洗剤であってもウール、絹などのデリケートな衣類には使用できないと注意書きされているものもある。</p> <p>さらに、合成洗剤の成分の一部は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR制度)の第一種指定化学物質にも指定されている。</p> <p>よって、合成洗剤しか使用できないという誤解を招きかねない「中性洗剤使用」という付記用語は消費者を混乱させるおそれがあるため、使用しないでほしい。</p> <p>そもそも、「中性洗剤使用」の用語に対応する英語は国際規格であるISO3758の中にもない。</p> <p>洗剤の種類は付記用語で限定せずに消費者の選択に任せるべきである。</p>	12	<p>現行JISとは異なり、新JISでは、洗濯表示記号の近くに付記する付記用語の表示内容や表示方法等について定められておりませんので、これにならい、今回の改正においても、付記用語は事業者が任意で表示するものとしています。事業者は、必要に応じて柔軟に付記用語を表示することによって、消費者にとって分かりやすい情報伝達を行うことができます。</p> <p>消費者庁としては、事業者に対し、任意表示である付記用語も含めて消費者にとって分かりやすい表示が行われるよう、普及啓発を行ってまいります。</p>
蛍光増進剤の付着に起因する品質(色調)劣化の問題を未然に回避するため、「無けい光に限る」などのように付記してほしい。	1	

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
酵素の作用による綿などの繊維劣化の問題を未然に回避するため、「酵素入り洗剤使用禁止」などのように付記してほしい。	1	
新しい洗濯表示記号では、記号の中に付記を入れることはできないのか。	1	記号を並べて表示した近くに用語等を付記することは問題ありませんが、記号の中に付記してはならないこととなっています。
<b>3. 経過措置等について</b>		
周知・準備期間には更に十分な期間を置いてほしい。	2	平成28年12月1日の施行まで約1年9か月の周知・準備期間を設けているところ、当該期間は、周知・準備のために十分な期間を確保するという観点、及び、新しいシーズンの商品から表示が切り替わることが消費者・事業者の双方にとって分かりやすいという観点から、適当であると考えております。
3月に公布というのは拙速ではないか。消費者の意見を聞く機会をもっと設けてほしい。	2	消費者庁としては、混乱が生じないよう、消費者の方々を始め、関係省庁、自治体、各団体などの関係機関と連携しながら普及啓発を行ってまいります。
新JISの表示が必要となるのは、施行日以降に出荷する商品か、又は施行日以降に生産する商品か。	1	商品に表示を行う時期を基準とします。施行日前に商品に表示を行う場合は現行JISの表示とし、施行日以降に行う場合は新JISの表示とする必要があります。
在庫品の出荷猶予期間を明確にしてほしい。	1	
現行JISの表示を行った在庫品について、新JISの表示に付け替えるための猶予期間を定めないでほしい。色やサイズによっては5年以上備蓄販売するケースもあるところ、仮に一定の猶予期間後に付け替えが必要となると、現場の混乱や多大な経費増を招き、商品納期が遅れ、ひいてはユーザーに迷惑をかけるおそれがある。	1	施行日前に現行JISの表示を行った商品については、施行日以降もそのままの表示で差し支えありません。
関連する中小企業への方々への配慮について記載してほしい。改正後も中小企業には3年程度の猶予期間を設けてほしい。	1	
<b>4. 普及啓発について</b>		
国際基準に合わせていくことは理解するが、消費者にとっては理解し難い記号であるため、消費者に浸透するまで周知することが必要である。	1	
絵表示の数が多くて消費者が混乱するおそれがある。新しい絵表示だけでなく、付記用語も含め、取扱方法の表示全般について消費者への普及啓発を十分に行ってほしい。	1	

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>マスコミを通じた周知、パンフレットの配布やセミナーの開催、相談窓口の設置等の啓発活動を積極的に推進すべきである。加えて、児童や学生を対象とした学校教育の取組や高齢者等への分かりやすい啓発を進めるべきである。</p>	1	<p>消費者庁としては、消費者及び事業者への十分な周知が必要と考えているところ、御指摘の点にも留意し、混乱が生じないよう、消費者の方々を始め、関係省庁、自治体、各団体などの関係機関と連携しながら普及啓発を行ってまいります。</p> <p>また、事業者に対しては、必要に応じて付記用語や文章等を用いて、消費者にとって分かりやすい表示が行われるよう、普及啓発を行ってまいります。</p> <p>なお、普及啓発の方法については、平成25年度に消費者庁で行った意識調査（「平成25年度消費生活に関する意識調査結果報告書－食品等の表示に関する調査－」）において、インターネット、テレビ、パンフレット等の方法による普及啓発の御要望を特に多くいただいておりますので、当該調査結果を踏まえ、御指摘の方法も参考としつつ、関係機関と連携しながら普及啓発を行ってまいります。</p>
<p>説明会の開催を希望する。 タンブル乾燥の温度設定は、一般家庭洗濯ではコントロール不可であると認識しているが、その点、消費者への理解を求めるとはどのような啓発をされるのか。</p>	1	
<p>新JISの記号は、日本人の概念と異なるところもあると思うので、高齢者を始め全国の消費者が戸惑うことがないよう、新表示に関するパンフレットを全戸に配布してほしい。インターネットやDVDによる方法も有効だとは思いますが、紙媒体での普及を強く望む。 また、消費者の日常生活に関わる大切な表示の改正なので、経産省と消費者庁がしっかり協働して周知徹底し、改正内容が速やかに全国に広がるよう施策を講じてほしい。周知活動は一過性のもので終わらないよう、継続してほしい。 さらに、学校教育への普及啓発にも配慮していただきたい。</p>	1	
<p>新しい記号の意味をより分かりやすい表現で適正に説明してほしい。例えば、 ①家庭洗濯記号について、洗濯機で洗えることを明示する ②手洗い記号について、弱い手洗いであって雑巾や靴下の手洗いとは違う旨を明示する ③漂白記号について、還元型漂白剤は色柄物には使用できないことが分かるように説明する ④タンブル乾燥記号について、「回転式乾燥機」のように商品が想像しやすい文言を用いて説明し、また、温度の基準は乾燥機の外への排気ではなく庫内排気であることを明示する ⑤自然乾燥記号について、「濡れ干し」という用語は分かりにくいいため、より具体的な説明をするなど。</p> <p>加えて、手洗い記号の説明は、手洗いのみではなく、洗濯機の「手洗いコース」なども含めたらどうか。現在流通している多くの洗濯機には「弱い手洗い」に相当するコースが設置されていて、消費者もほとんどの人が使っている現状であるため、現状に即して説明した方がよい。</p> <p>また、次のような消費者への啓発普及実施のシステムを構築してほしい。 ①教育委機関(教育センター)などでの家庭科教師へのセミナー実施 ②行政の消費者部門による消費者への啓発セミナー実施 ③町内会単位の啓発パンフレットの配布とセミナー実施</p>	1	
<p>消費者にとっては初めて接する抜本的な表示内容の変更であり、表示記号が22種類から41種類に増える大幅な改正でもあり、混乱が予想されることから、関係事業者への周知徹底と消費者への十分なPRは必須である。 また、リーフレット、パンフレット、ポスター等の告知ツールをはじめ、マスコミへの告知、PR等国民全体での分かりやすい情報共有が必要不可欠であり、十分な対策を講じていただきたい。</p>	1	
<p>新表示は、付記用語も含め、種類も多く複雑なので、改正・施行には十分時間を掛けるべきであり、消費者・地方自治体等との意見交換を行い、よりよい内容に改正し、周知徹底を図るべきである。</p>	1	

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>学校での教育(小、中、高及び大学の家政学部や繊維学部)と、そのための教員の教育が必要である。また、幼稚園、保育園、老人ホーム等で働く人々への教育も必要である。新しい表示記号の周知役の教育も急がれる。            現行の絵表示も一般の人々に完全に周知するには10年以上かかったが、今回の改正はそれ以上だと思う。消費者庁は、各種業界団体とその周知に努めるための在り方を話し合してほしい。</p>	1	
<p>繊維製品の取扱表示が世界統一マークになるということは、時代の流れとして自然な成り行きであると認識しているが、長年消費者が慣れ親しんできた表示が変更になるので、移行期間の周知や消費者向けの広報はきちんとしていただきたい。</p>	1	
<p>世代別、職業別にDVDやパンフレットを作成して配布してほしい。</p>	1	
<p>表示する事業者に対し、適正で分かりやすい表示が行われるよう指導すべき。</p>	2	
<p>改正内容に対する理解不足によって洗濯後の商品クレームが発生する可能性も大きいため、小売業・クリーニング業など業界横断的な実効ある告知方法等について提示してほしい。</p>	1	